

令和6年12月23日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

SNS等の広告等により労働者の募集を行う際の募集主名等の表示に関する  
周知協力依頼について（いわゆる「闇バイト」への対策について）

この度、標記に関し、厚生労働省職業需給調整事業課長、雇用環境・均等局総務課長より、本会会長宛てに、別紙の通り周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

職需発 1220 第 10 号  
雇均総発 1220 第 10 号  
令和 6 年 12 月 20 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局  
需給調整事業課長  
雇用環境・均等局総務課長  
( 公 印 省 略 )

SNS 等の広告等により労働者の募集を行う際の募集主名等の表示に関する  
周知協力依頼について（いわゆる「闇バイト」への対策について）

日頃から職業安定行政の運営につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 4 第 1 項においては、インターネットや X 等の SNS を含む広告等により、労働者の募集に関する情報等（以下、「募集情報」と言います。）を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

他方で、昨今、インターネット等で犯罪実行犯の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。これも踏まえ、いわゆる「闇バイト」対策として、今般、広告等により募集情報を提供する際、職業安定法第 5 条の 4 第 1 項に反しないと認められるためには、労働者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金を表示することが必要であることを示す通達（別添 1）を発出し、これを求人企業へ周知するためのリーフレット（別添 2）及び求職者向けのリーフレット（別添 3）を作成しましたので、内容についてご了知いただくとともに、貴団体の会員や労働者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）第 12 条第 1 項においても、今般、特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、特定受託事業者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務の内容、業務に従事する場所及び報酬を表示することが必要であることを示す通達（別添 4）を発出し、フリーランスに業務委託をする企業へ周知するためのリーフレット（別添 5）及びフリーランス向けのリーフレット（別添 6）を作成したところです。貴団体の会員や労働者、フリーランス等への周知の際には、あわせてご参照いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

**【添付】**

- 別添1：令和6年12月18日付職需発1218第1号「職業安定法第5条の4第1項で求めている内容について」
- 別添2：「求人企業の皆さまへ SNS等を通じて直接労働者を募集する際には「氏名（名称）・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金」を記載しましょう」（リーフレット）
- 別添3：「仕事をお探しの方へ 怪しい求人には応募しないでください！」（リーフレット）
- 別添4：令和6年12月18日付雇均総発1218第2号、雇均在発1218第1号「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第12条第1項で求めている内容について」
- 別添5：「フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ SNS等を通じてフリーランスに対する業務委託の募集を行う際は、「氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬」を記載しましょう」（リーフレット）
- 別添6：「仕事をお探しのフリーランスの方へ 怪しい業務委託の募集には応募しないでください！」（リーフレット）

**【担当者】**

厚生労働省  
職業安定局需給調整事業課  
木原、南日  
03（5253）1111（内線5312）

雇用環境・均等局総務課  
雇用環境政策室  
犬伏、庄司  
03（5253）1111（内線7880）